平成27年度高知県看護師等養成所施設等整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県看護師等養成所施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第２条　この補助金は、看護師等養成所の施設等の整備を行うことにより、看護職員の養成力の充実を図り、本県の看護職員の確保及び定着を促進することを目的に、次条に規定する補助事業者（「以下「補助事業者」という。」）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業、補助対象者及び補助対象経費）

第３条　補助対象事業は、施設整備事業及び初度設備整備事業とする。

２　補助対象者は、学校法人及び準学校法人又は医療法人が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき指定を受けることができる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除く。以下「看護師等養成所」という。）とする。ただし、医療法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所に限る。

３　補助対象経費については別表第１の第３欄に掲げるものとする。

（補助率及び補助額の範囲）

第４条　補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(１)　別表第１の第２欄に掲げる補助基準額と同表の第３欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定すること。

(２)　前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第１の第４欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とすること。

（補助金の交付の申請等）

第５条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式とし、補助事業者は、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(１)　補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。

 (２)　次に掲げる内容を変更する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額の範囲内で、かつ、規模、構造又は規格が違っても同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。

　　ア　建物の設置場所（設置予定敷地内における設置場所の変更で軽微な変更を除く。）

　　イ　建物の規模、構造又は用途（軽微な変更を除く。）

 (３)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(４)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(５)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(６)　前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(７)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(８)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

(９)　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(10)　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(11)　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(12)　補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(13)　高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めること。

(14)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(15)　前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(16)　補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第７条　知事は、規則第３条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（実績報告等）

第８条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第３号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　補助事業者は、第６条第16号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第４号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

３　知事は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を納付するよう命ずることができる。

（繰越承認申請）

第９条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第５号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の４月10日までに、別記第６号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

　（１）補助事業が完成しないとき。

　（２）支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

　（３）補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

　（４）補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第12条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附　則

　１　この要綱は、平成27年６月30日から施行する。

　２　この要綱は、平成29年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第５号から第８号まで、第８条第２項及び第３項、第９条、第10条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

　　　この要綱は、平成28年４月６日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　区　分 | ２　補助基準額 | ３　補助対象経費 | ４　補助率 |
| 看護師等養成所施設整備事業 | (１)に掲げる基準面積に(２)に定める単価を乗じて得た額とする。 (１)基準面積ア　新築の場合(ア)　保健師、助産師及び看護師の学校又は養成所 　 学生定員×20㎡　　　(２年課程（通信制）は３㎡)(イ)　准看護師の学校又は養成所　　　学生定員×17㎡イ　増築の場合　新築の場合に準じて算定した面積　（注）既存面積と増築面積との合計面積は、アの例により算定した場合の面積を超えることはできないものとする。ウ　改築（移改築及び模様替えを含む。）の場合　当該施設の既存面積　（注）アの例により算定した場合の面積を超えることはできないものとする。エ　男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、イ又はウにより算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積(注)建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。(２)基準単価(単位円／㎡)鉄筋コンクリート 　123,100円ブロック　　　　　 106,800円木造　　　　　　　 123,100円(注)建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 | 　学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 | ２分の１ |
| 初度設備整備事業 | １箇所当たり　　　　　　　　　13,335,000円（助産師養成所にあっては、21,735,000円） | 標本、模型、教育用機械器具等の購入費 | ２分の１ |

※次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

 (１) 土地の取得又は整地に要する費用

(２) 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用

(３) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

 (４) 既存建物の買収に要する費用

(５) (１)から(４)に掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用

別表第２（第６条、第７条、第10条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。